

令和 6 年度 福島県立高等学校入学者選抜 前期選抜 募集要項

福島県立伊達高等学校

〒960-0604 福島県伊達市保原町字元木 23

電話(024)575-3207

1 募集定員

全日制の課程 普通科 200 名

(1) 特色選抜

募集定員枠は、上記募集定員の 40%程度とする。

(2) 一般選抜

上記募集定員から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

2 出願資格

出願資格については、次の(1)の条件を満たす者とし、特色選抜への出願資格については、(1)に加えて(2)の条件も満たす者とする。

(1) 本校に入学を出願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

① 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和 6 年 3 月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）

② 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 別に本校が示す特色選抜における「志願してほしい生徒像」を踏まえ、当該学科を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

3 出願手続き及び提出書類

・ 出願方法

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。

(2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

・ 併願の取扱い

志願者は、本校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

・ 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

① 入学願書（別記様式統一 1 号の 1 により、県教育委員会において作成したもの）

② 令和 6 年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。別記様式共通 1 号）

ただし、年齢 20 歳以上の者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。

なお、提出期間は、令和 6 年 2 月 15 日(木)から 2 月 16 日(金)までとする。受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。

③ 特色選抜志願理由書（別記様式前期 2 号により、本校において作成したもの）

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

- ④ 受験票用紙（別記様式統一 1 号の 2 により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（別記様式統一 1 号の 3 により県教育委員会において作成したものに、在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

(2) 上記(1)以外の者

- ① 入学願書（上記(1)①に同じ）
 - ② 特色選抜志願理由書（別記様式前期 2 号により、本校において作成したもの）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。（上記(1)③に同じ）
 - ③ 健康診断書（令和 6 年 1 月以降に医師の診断を受けたもの）
 - ④ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
 - ⑤ 受験票用紙（別記様式統一 1 号の 2 により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
 - ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（別記様式統一 1 号の 3 により県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿（別記様式共通 4 号の 1）を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、全日制 2,200 円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。

・ 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた本校においては、受験番号を記入した受験票（別記様式統一 1 号の 2）及び入学検定料納付済証明書（別記様式統一 1 号の 3）を交付する。
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
- ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

・ 出願先変更

志願者は、令和 6 年 2 月 9 日（金）から 2 月 14 日（水）までの期間内で、1 回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、土曜日、祝日及び振替休日は受け付けない。

- (1) 本校内で出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願（別記様式前期 3 号の 1）を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (2) 他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部（以下「特別支援学校」という）へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
- ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願（別記様式前期 3 号の 2）を在

学（出身）中学校長を通して先に出願した高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の高等学校長に提出する。

- ② 前期・連携型選拔出願先変更承認書交付願を受けた高等学校長は、前期・連携型選拔出願先変更承認書及び前期・連携型選拔出願先変更連絡書（別記様式前期 4 号の 1 及び前期 4 号の 2）を交付する。

- ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選拔出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の学校長に提出する。

ただし、特別支援学校へ出願先の変更を希望する場合は、「令和 6 年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」を確認の上、必要書類を提出する。

なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。

- (3) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

- (5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

・出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（別記様式共通 7 号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（別記様式共通 7 号）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校校長に受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

4 出願期間

令和 6 年 2 月 5 日(月)から 2 月 8 日(木)までとする。

受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとし、出願最終日は午前 9 時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、824 円分の切手を貼付した返信用封筒（長形 3 号）を同封の上、令和 6 年 2 月 8 日(木)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

5 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（別記様式統一 5 号）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が 1 年間で 30 日以上とするが、30 日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が 1 年間で 30 日以上の場合提出できるが、30 日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵

送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、564 円切手を貼付した返信用封筒（長形 3 号）を同封する。

(2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（別記様式共通 3 号）を交付する。

(3) 提出期間は、令和 6 年 2 月 15 日(木)から 2 月 16 日(金)までとする。

郵送の場合には、2 月 16 日(金)の消印有効とする。

持参の場合の受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。

6 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

本校校長は、中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）を資料として、さらに下記の B 型においては本校の特色に応じた選抜方法（以下「特色検査」という。）の結果を併せて資料として選抜を行う。選抜に当たっては、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

○ 志願してほしい生徒像

本校では、地域の未来を創造する人材の育成のため、

(1) 豊かな教養と確かな判断力を兼ね備えた人間を育成する。

(2) 良識と責任をもって、自主的・積極的に行動できる人間を育成する。

(3) 個人の生命と人格を尊重し、他者と協働できる人間を育成する。

を教育目標に掲げており、将来、地域に貢献する意欲をもって、高いコミュニケーション能力を身につけ、自ら課題を解決できる生徒の育成を目指している。

特色選抜では、自らの進路希望の実現を目指し、学業および諸活動の両立に努力できる、本校生の模範となる者で、次のいずれかに該当する生徒を求めている。

A 型（学 業） 中学校までの学業が優秀であり、本校入学後、学業に積極的に取り組む意欲が高い者。

B 型（部 活 動） 本校入学後、志願した部活動を 3 年間継続し、積極的に取り組む意欲が高い者。ただし、部活動については以下に示した部活動とする。

運動部 ： 野球 サッカー ソフトテニス 卓球 バレーボール

バスケットボール 陸上競技 柔道 剣道 水泳

文化部 ： 吹奏楽 美術

C 型（生徒会活動） 中学校で生徒会本部役員、学級委員長（学級副委員長）および各種委員会委員長を務め、本校入学後、生徒会活動の中心となって取り組む意欲が高い者。

① 学力検査 5 教科とする。学力検査の満点を 250 点とする。

② 特色選抜志願理由書

志願理由、中学校での活動内容、高校生活や高校卒業後の抱負等について、本人が記入する。

③ 調査書

(A 型) 「各教科の学習の記録」は 270 点満点（全教科の評定を 2 倍）とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は 55 点満点として、合計 325 点満点とする。

(B 型) 「各教科の学習の記録」は 195 点満点（音楽、美術、保健体育、技術・家庭の評定を 2 倍）と

し、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は 55 点満点として、合計 250 点満点とする。

(C 型) 「各教科の学習の記録」は 195 点満点 (B 型に同じ) とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は 130 点満点として、合計 325 点満点とする。

④ 特色面接 個人面接を実施する。面接については、段階評価する。

⑤ 特色検査 (A 型・C 型) 実施しない。

(B 型) 実技テストを実施する。実技テストは点数化し、75 点満点とする。

なお、実技テストの内容は以下のとおりとする。

・ 運動部 (共 通) 基礎体力テスト

反復横跳び、立ち幅跳び、シャトルラン

メディシンボール投げ (フロント、バック)

・ 文化部 (吹奏楽) 演奏 (2 曲)

自由曲の演奏 (2 分程度、楽曲中の一部分も可とする。)

音階の演奏 (変ロ長調 (B-dur) の音階を 1 オクターブ往復して演奏する。打楽器の演奏ではマリンバを使用する。なお、当日楽譜を配付する。)

・ 文化部 (美 術) デッサン

卓上静物の鉛筆デッサン (80 分)

⑥ 選抜資料の満点 (A 型・B 型・C 型) とともに全体の満点は、575 点とする。

(2) 一般選抜

本校校長は、中学校長から提出された調査書の審査結果及び選抜のための学力検査の成績を資料として、さらに一般選抜に係る面接 (以下「一般面接」という。) の結果を併せて資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

① 学力検査 5 教科とする。学力検査の満点を 250 点とする。

② 調 査 書 「各教科の学習の記録」は 195 点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は 55 点満点として、合計 250 点満点とする。

③ 一般面接 集団面接を実施する。面接については、段階評価する。

ただし、特色選抜と一般選抜の両方に出願した者の一般面接は、特色面接をもって代える。

④ 学力検査と調査書の成績の比重 同等とする。

7 学力検査、各種面接及び各種検査の日時及び会場

(1) 会 場 福島県立伊達高等学校

(2) 日時・持参物

① 令和 6 年 3 月 5 日 (火) 学力検査 (全員)

一般面接 (一般選抜のみに出願した者)

※志願状況により、一般面接を令和 6 年 3 月 6 日 (水) に変更する場合がある。

受 付 8:00～ 8:20

諸 注 意 8:30～

学力検査 9:00～15:10

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

諸連絡 15:10～15:25

一般面接 15:30～

【持参物】 受験票、上ばき・下足袋、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）

上記のほか、特色選抜で吹奏楽に出願した者は自由曲で演奏する楽譜（受験番号、氏名、演奏する部分を記入する。）

② 令和6年3月6日（水） 特色面接（特色選抜に出願した者）

特色検査（特色選抜でB型に出願した者）

※一般面接（志願状況により実施）

受付 8:00～ 8:20

諸注意 8:30～

特色面接・特色検査・※一般面接 9:00～

【持参物】 受験票、上ばき・下足袋、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム
上記のほか、特色検査（特色選抜でB型に出願した者）の持参物

運動部（共通） 運動のできる服装、体育館シューズ、防寒着

文化部 吹奏楽 楽器（ただし、大型打楽器は本校の楽器を使用する。撥やマレットは持参すること。）

美術 道具は本校で用意する。

必要であれば、鉛筆、練消しゴム、消しゴムを持参してもよい。

(3) その他 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

8 追検査等の実施

(1) 追検査等の対象になる志願者

- ① インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者
- ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者
- ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害等による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者

なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

(2) 追検査等受験の手続き

- ① 在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

ただし、中学校卒業後及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。

② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願（別記様式共通 14 号）を令和 6 年 3 月 7 日（木）午後 4 時までに在学（出身）中学校長を通して本校校長へ提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書を添付する。

④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証（別記様式共通 15 号）を交付する。

(4) 追検査等の日時及び会場は次のとおりとする。

① 会 場 福島県立伊達高等学校

② 日 時 令和 6 年 3 月 11 日（月）

受 付 8:00～ 8:20

諸 注 意 8:30～

学力検査 9:00～14:45

面 接 等 学力検査終了後 （終了目安は別途連絡する。）

(5) その他

インフルエンザ罹患、新型コロナウイルス感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした志願者で、検査等の一部を欠席した者が追検査の対象となる場合についても、追検査等を受験できる。

9 合格者発表

(1) 令和 6 年 3 月 14 日（木）正午以降に本校で発表する。

(2) 本校校長は、合格者に対して、合格通知書（別記様式共通 5 号）を交付する。

(3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

10 その他

(1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱いについては、「令和 6 年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱」に定めるところによる。

(2) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（別記様式共通 8 号）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(3) 感染症予防対策等については、別途連絡する。

(4) 以上のほかは、「令和 6 年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱」に定めるところによる。